

◆収入と所得金額(申告書の①収入金額等、②所得金額)

①収入金額等(㉗～㉚)

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの収入金額等)

(1)㉗～㉙…………それぞれの収入金額を記入してください。

(2)㉚～㉜…………下記、所得金額表「①総合譲渡・一時所得」欄の「収入金額－必要経費－特別控除」の金額を記入してください。ただし、総合譲渡の短期と長期がある場合の特別控除額は、まず短期譲渡所得から引き、その残額を長期譲渡所得から引いてください。

②所得金額(①～⑪)

(令和7年1月1日から令和7年12月31日の所得)

それぞれの収入金額からそれぞれの必要経費を差し引いた金額を記入してください。所得金額調整控除がある場合には、給与所得金額を下記表で出した後に所得金額調整控除を引いてください。

ただし、⑩には、「⑦+⑧+⑨」、⑪には、「㉚+(㉛+㉜)×1/2」の金額を記入してください。

所得の種類	内 容	必 要 経 費	記載欄
事業	①営業等 卸売業、製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業などの営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、大工、家内労働者、各種の外交員など、農業・不動産以外の事業から生じる所得 申告書の提出とともに収支内訳書を添付してください。 白色申告者の専従者控除は次のとおりです。 ●配偶者である場合 86万円 ●配偶者以外の場合 (1人につき)50万円 ただし、内訳書の専従者控除前の所得金額を[専従者+1]で割った金額が上記金額を下回る場合はその金額が専従者控除となります。	その収入を得るために支出した費用(生活費、所得税、市民税・県民税は含みません。)、専従者給与(控除)額、青色申告特別控除額	申告書の⑦及び①
	②農 業 農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育等から生じる所得		申告書の①及び②
③不動産 アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地などから生じる所得	申告書の⑦及び③		
④利 子 公債、社債、預金の利子、合同信用信託や公社債投資信託の配分金などの所得(源泉分離課税分は申告不要です。)	なし	申告書の①及び④	
⑤配 当 株式等	株式・出資の配当、余剰金の分配などの所得 (上場株式等に関するものは申告不要。＊大口株主を除く)	株式等を取得するための負債の利子	申告書の⑦及び⑤

所得の種類	内 容					記載欄																																
<p>⑥ 給 与</p>	<p>給与(賞与含む)、賃金等の所得 (総収入金額を㉗に記入してください。) ※ 下記所得金額調整控除もご確認ください。 ● 給与所得の金額は、次の表によって計算できます。 また、所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除額を控除した残りの金額を申告書 ㉘欄に記入してください。 (単位:円)</p>					<p>申告書の ㉗及び㉘</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額</th> <th rowspan="2">給与所得 控除後の金額</th> <th colspan="2">給与等の収入金額</th> <th colspan="2">給与所得控除後の金額</th> </tr> <tr> <th>から</th> <th>まで</th> <th>から</th> <th>まで</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">650,999まで</td> <td rowspan="2">0</td> <td>1,900,000</td> <td>3,599,999</td> <td rowspan="2">(算出金額:A) 給与等の収入 金額の合計額 を「4」で割っ て千円未満の 端数を切り捨 てた金額</td> <td>「A×2.8-80,000」 で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>3,600,000</td> <td>6,599,999</td> <td>「A×3.2-440,000」 で求めた金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">651,000</td> <td rowspan="2">1,899,999</td> <td rowspan="2">給与等の収入 金額の合計額 から650,000を 控除した金額</td> <td>6,600,000</td> <td>8,499,999</td> <td colspan="2">「給与等の収入金額の合計額×0.9-1,100,000」 で求めた金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8,500,000以上</td> <td colspan="2">「給与等の収入金額-1,950,000」で求めた金額</td> </tr> </tbody> </table>						給与等の収入金額		給与所得 控除後の金額	給与等の収入金額		給与所得控除後の金額		から	まで	から	まで			650,999まで		0	1,900,000	3,599,999	(算出金額:A) 給与等の収入 金額の合計額 を「4」で割っ て千円未満の 端数を切り捨 てた金額	「A×2.8-80,000」 で求めた金額	3,600,000	6,599,999	「A×3.2-440,000」 で求めた金額	651,000	1,899,999	給与等の収入 金額の合計額 から650,000を 控除した金額	6,600,000	8,499,999	「給与等の収入金額の合計額×0.9-1,100,000」 で求めた金額		8,500,000以上	
給与等の収入金額		給与所得 控除後の金額	給与等の収入金額		給与所得控除後の金額																																	
から	まで		から	まで																																		
650,999まで		0	1,900,000	3,599,999	(算出金額:A) 給与等の収入 金額の合計額 を「4」で割っ て千円未満の 端数を切り捨 てた金額	「A×2.8-80,000」 で求めた金額																																
			3,600,000	6,599,999		「A×3.2-440,000」 で求めた金額																																
651,000	1,899,999	給与等の収入 金額の合計額 から650,000を 控除した金額	6,600,000	8,499,999	「給与等の収入金額の合計額×0.9-1,100,000」 で求めた金額																																	
			8,500,000以上		「給与等の収入金額-1,950,000」で求めた金額																																	
<p>◎所得金額調整控除</p> <p>下記に該当する場合は、給与所得控除後の金額から所得金額調整控除が控除されます。 ただし、(1)の場合で「配偶者(特別)控除」の対象とならない同一生計配偶者であって、特別 障害者に該当する人がいる場合または、「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」 の対象とならない特別障害者または23歳未満の扶養親族がいる場合は、申告書裏面の㉙ に対象者の情報を記載する必要があります。</p> <p>(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が特別障害者に該当する ・年齢23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する <p>所得金額調整控除額=(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%</p> <p>(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得 控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超 える場合</p> $\text{所得金額調整控除額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の給与等の金額} \\ (10万円を超える場合は10万円) \end{array} + \begin{array}{l} \text{公的年金等に係る雑所得の金額} \\ (10万円を超える場合は10万円) \end{array} \right\} - 10\text{万円}$ <p>※ (1)の控除がある場合は、(1)の控除後の金額から控除します。</p>																																						

所得の種類	内 容	必 要 経 費	記 載 欄																																																						
⑩ 雑	⑦ 公 的 年 金 等 公的年金(厚生年金、国民年金等)及び恩給の所得 (総収入金額を②に記入してください。) 公的年金の所得は年齢により次の2つに区分して計算します。 ◎65歳以上の場合(S36.1.1以前に生まれた方) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万超え 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,299,999円まで</td> <td>収入金額-1,100,000円</td> <td>収入金額-1,000,000円</td> <td>収入金額-900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円から 4,099,999円まで</td> <td>収入金額×0.75-275,000円</td> <td>収入金額×0.75-175,000円</td> <td>収入金額×0.75-75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から 7,699,999円まで</td> <td>収入金額×0.85-685,000円</td> <td>収入金額×0.85-585,000円</td> <td>収入金額×0.85-485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円から 9,999,999円まで</td> <td>収入金額×0.95-1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>収入金額-1,955,000円</td> <td>収入金額-1,855,000円</td> <td>収入金額-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> ◎65歳未満の場合(S36.1.2以後に生まれた方) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万超え 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,299,999円まで</td> <td>収入金額-600,000円</td> <td>収入金額-500,000円</td> <td>収入金額-400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円から 4,099,999円まで</td> <td>収入金額×0.75-275,000円</td> <td>収入金額×0.75-175,000円</td> <td>収入金額×0.75-75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円から 7,699,999円まで</td> <td>収入金額×0.85-685,000円</td> <td>収入金額×0.85-585,000円</td> <td>収入金額×0.85-485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円から 9,999,999円まで</td> <td>収入金額×0.95-1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95-1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>収入金額-1,955,000円</td> <td>収入金額-1,855,000円</td> <td>収入金額-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算には、所得金額調整控除(1)を控除した後の金額を使ってください。	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			1,000万円以下	1,000万超え 2,000万円以下	2,000万円超え	3,299,999円まで	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			1,000万円以下	1,000万超え 2,000万円以下	2,000万円超え	1,299,999円まで	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円		申告書の⑦、⑧及び⑩
			公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																																																					
		1,000万円以下		1,000万超え 2,000万円以下	2,000万円超え																																																				
		3,299,999円まで	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円																																																				
		3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円																																																				
		4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円																																																				
		7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円																																																				
		10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円																																																				
		公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																																																						
			1,000万円以下	1,000万超え 2,000万円以下	2,000万円超え																																																				
1,299,999円まで	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円																																																						
1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円																																																						
4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円																																																						
7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円																																																						
10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円																																																						
⑧ 業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	その収入を得るために支出した費用	申告書の⑦、⑧及び⑩																																																						
⑨ その他	生命保険の個人年金、互助年金、暗号資産などの上記以外のものによる所得	その収入を得るために支出した費用	申告書の⑦、⑨及び⑩																																																						
⑪ 総合譲渡・一時	⑪ 総 合 譲 渡 自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除かれます。) 短期…取得後5年以内の譲渡 長期…取得後5年超の譲渡	譲渡した資産の取得費と譲渡するために要した費用(特別控除額は50万円かその譲渡益のいずれか少ない方)	申告書の⑪、⑫及び⑬																																																						
	一 時 賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪などの払い戻し金、法人から贈与を受ける金品、遺失物取得の報労金、生命保険契約に基づく一時金などの所得	その収入を得るために支出した費用(特別控除額は50万円か収入-経費のいずれか少ない方)	申告書の⑫及び⑬																																																						
	退 職 いわゆる退職金のことです。通常の場合は支払の際に源泉分離課税されていますので申告の必要はありませんが、次のような場合は源泉分離課税となりませんので申告してください。 ●通常2人以下の家事使用人のみを使用するものから受ける退職金 ●租税条約等により所得税の源泉徴収義務のない者からの退職金																																																								